

住民監査請求に係る証拠の提出及び陳述等の取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第7項及び第8項に規定する住民監査請求に係る証拠の提出並びに陳述の機会及び立会に関し必要な事項を定めるものとする。

(証拠の提出)

第2条 証拠の提出は、請求人の陳述開始前までに行わなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(監査対象機関に対する陳述の機会の付与)

第3条 監査委員は、地方自治法第242条第4項の規定に基づく停止勧告の必要性を認める場合若しくは今後の行政施策に大きな影響があると判断する場合又は監査対象機関が陳述を希望する場合は、監査対象機関に陳述の機会を与えるものとする。

(陳述の目的及び範囲)

第4条 請求人が行う陳述は、請求の要旨を補完することを目的とし、その範囲内で行わなければならない。

2 監査対象機関が行う陳述は、当該請求の内容に対する監査対象機関としての意見を主張することを目的とし、その範囲内で行わなければならない。

(陳述会の開催)

第5条 陳述会は、監査委員の半数以上の出席により行う。

2 陳述会は、県の執務時間内に実施し、監査委員が決定した会場で開催する。

3 監査委員は、あらかじめ請求人及び監査対象機関に対し、陳述会の当日までに陳述の要旨を記した書面の提出を求めることができる。

(陳述の時間等)

第6条 陳述を行う者（以下「陳述人」という。）の陳述の時間は30分程度とし、複数の者が陳述する場合にあっても合計で2時間を超えないものとする。

2 2時間を超えても陳述が終了しない場合、監査委員は陳述を終結させることができる。この場合、監査委員は、陳述を終えていない者に書面を提出させることにより、これらの者が陳述したものとみなすことができる。

3 前項に規定する書面は、監査委員の指定する日までに提出しなければならない。

4 請求人は、あらかじめ陳述人の人数、氏名及び順番を監査委員に通知しなければならない。

(代理人による陳述)

第7条 陳述は代理人によって行うことができる。この場合、代理人は、あらかじめ代理権を証する書面を監査委員に提出しなければならない。

(陳述会の公開)

第8条 陳述会は公開とする。ただし、個人のプライバシー又は企業秘密を害するおそれ、その他公開とすることが不適当な理由があると認める場合は、監査委員の合議により非公開とすることができる。

- 2 陳述の傍聴を希望する者は、あらかじめ事務局に申し出なければならない。
- 3 傍聴する者(以下「傍聴人」という。)の人数は、原則として20人以内とする。

(立会の機会の付与)

第9条 監査委員は、請求人又は監査対象機関が陳述を行う場合に、それぞれ監査対象機関又は請求人から立会の申出があったときは、これを認めるものとする。ただし、次の場合、立会を認めないものとする。

- 一 請求人が相当の理由により、監査対象機関の立会を望まない場合
- 二 請求の内容が第三者の権利義務又は第三者への不利益処分に関するもの等であって、当該第三者の個人情報の保護の観点から、立会を認めることが不適当と認める場合
- 三 その他、請求人の立会により、県の行政運営上支障が生じる等の事情があると認める場合

- 2 監査委員は、立会をすることができる人数を制限することができる。
- 3 監査委員は、立会を認めない場合又は人数制限を行う場合、速やかに請求人及び監査対象機関に対し通知するものとする。

(立会人の義務等)

第10条 立会を行うことができる者は、請求人本人若しくはその代理人又は監査対象機関に限る。

- 2 代理人は、あらかじめ代理権を証する書面を監査委員に提出しなければならない。
- 3 立会人は、監査委員が意見を求めた場合に限り、意見を述べることができる。
- 4 立会人は、陳述に対し意見があるときは、監査委員が指定する日までに監査委員に意見書を提出することができる。

(入室の禁止)

第11条 次に掲げる者は、陳述会場に入室することができない。

- 一 凶器その他の危険物と認められる物を携帯している者
- 二 プラカード、のぼり、旗その他陳述会場に持ち込むことが不適当であると認められる物を携帯している者
- 三 鉢巻、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケンの類を着用又は携帯している者
- 四 酒気を帯びている者
- 五 その他陳述の円滑な運営を妨げるおそれがあると認められる者

(遵守すべき事項)

第12条 陳述人、立会人、傍聴人その他の者(以下「陳述人等」という。)は、陳述会場において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 私語、談論、拍手その他騒がしい行為をしないこと
 - 二 飲食又は喫煙をしないこと
 - 三 みだりに席を離れないこと
 - 四 監査委員の指示に反する行為をしないこと
 - 五 その他陳述会場の秩序を乱し、又は陳述の妨害となるような行為をしないこと
- 2 陳述人等は、陳述会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、監査委員が許可した場合は、この限りでない。

(監査委員の指示)

第13条 監査委員は、この基準に定めるもののほか、陳述の実施のために必要な指示を行うことができる。

(違反に対する措置)

第14条 陳述人等が、この基準及び前条の監査委員の指示に違反するときは、監査委員はこれを制止し、その命令に従わないときは、これらの者に退場を命ずることができる。

- 2 陳述人が前項の制止にも関わらず監査委員の命令に従わない場合は、陳述の権利を放棄したものとみなす。
- 3 監査委員は、第1項の制止、退場命令等の措置を行ったにも関わらず、陳述会場の秩序が維持できないと判断した場合は、陳述会を中止することができる。この場合において、陳述を終えていない陳述人の責めによらないで陳述会を中止したときは、別に監査委員が指定する日までに提出される陳述書をもって陳述に代えることができる。

(補則)

第15条 この基準に定めのない事項及びこれによりがたい場合については、監査委員の合議により決定するものとする。

附 則

- 1 この取扱基準は、平成15年5月21日から施行する。

附 則

- 1 この取扱基準は、平成29年6月9日から施行する。